

別表1 (第3条関係)

補助対象品目

対象	区分	番号	品目
結成	新規結成 (A)	1	新規結成に係る資機材及び倉庫 (同表内参照)
資機材	初期消火資機材 (B)	1	消火器 (※1)、消火器格納箱、投擲消火用具
		2	可搬式小型動力ポンプ、組立簡易水槽
		3	ホース、バケツ
	救助用資機材 (C)	1	のこぎり、パール、ジャッキ、つるはし、ハンマー、スコップ、工具セット
		2	チェーンソー、エンジンカッター
		3	ウインチ、ボルトクリッパー、梯子、ロープ
		4	AED (※2)、AED格納箱
		5	ヘルメット (※3)
		6	軍手、おんぶ帯、かませ木
	救護用資機材 (D)	1	担架、救急箱 (内容物含む)、
		2	毛布、アルミブランケット、アルミシート
		3	簡易トイレ
		4	テント (※3)
		5	ろ過浄水器、給水タンク、ウォータータンク
		6	カセットコンロ、カセットボンベ、ガスコンロ、五徳、炊き出し器
		7	折畳みリヤカー
		8	車いす、車いす救護用補助装置、階段ストレッチャー
		9	マンホールフック、ブルーシート、ゴム手袋
	水害対策資機材 (E)	1	土のう袋、水のう、止水板
		2	水中ポンプ
		3	救命ボート
	その他 (F)	1	防災服 (上位、下位) (※4)、ビブス (※3)
		2	発動発電機、ポータブル電源、簡易ソーラーパネル
		3	コードリール (電源タップは対象外)
		4	長期保存可能な燃料 (缶詰タイプの燃料、LPガスボンベ、災害時用水電池) (※5)
		5	移動可能な照明器具
		6	トランジスタメガホン、アンプ、ハンドマイク (アンプと同時購入した場合に限り対象)
		7	誘導旗 (※4)、手旗、誘導灯
		8	生理用品、紙おむつ、尿漏れシート、おしりふき、口腔シート、歯磨きシート、ウェットティッシュ、マスク
		9	段ボールベッド、簡易ベッド
		10	トランシーバー、ガソリン携行缶 (携行缶のみ)
		11	業務用扇風機 (羽の直径45cm以上、100W以上のものに限る)
		12	防災井戸整備費用 (※6)
13		防災用エレベーターボックス (内容物含む)	
14		黄色タオル・マグネットシート (安否確認用)	
15		ゴミ袋、防水テープ、立ち入り禁止テープ、体温計	
16		備蓄食料・備蓄飲料水 (保存期間が5年以上のものに限る)	
条件付き対象品 (G)	1	乾電池 (乾電池が必要な資機材と同時購入するとき且つ、使用本数分のみ対象)	
	2	投光器用三脚 (投光器と同時購入するときのみ対象)	
倉庫	防災倉庫 (H)	1	組織及び連合会の防災の用に供する資機材を保管するための倉庫 (※7)
	水防倉庫 (H)		
訓練 (※8)	消耗品 (I)	1	飲料水 (水、お茶、スポーツドリンク)、氷、軍手、タオル、
		2	シューズカバー、粘着テープ、消毒液、誘導板、ポリ袋
		3	簡易カトラリー、簡易食器、ラップ、アルミホイル
		4	ペーパータオル、ティッシュ、ウェットティッシュ
		5	カイロ、模造紙
		6	訓練で使用する消火器、消火薬剤の充填費用
		7	訓練で使用するトレーニング用AED
		8	ガソリン、薪、灯油、ガス、カセットガス
		9	ガーゼ、三角巾、ビニールひも、防煙フード
		10	ゴム手袋、ビニール手袋
		11	携帯トイレ、ポンチョ、黄色タオル (安否確認用)
	材料費 (J)	1	炊き出し訓練当日に消費する非常食・材料費 (※9)
	会場使用料等 (K)	1	訓練当日の会場使用料 (※10)
2		訓練当日に必要な印刷費 (※10)	
防災計画等 (※11)	地区防災計画 (L)	1	・新規・変更・更新に必要な校正費用 ・新規・変更・更新に必要な印刷費用
	防災マップ (L)		

留意事項

- ※1 消火器については、消防法その他関係法令により設置が定められたものは対象としない。また、廃棄費用は対象外とする。
- ※2 AEDについては、リース契約も対象（契約初年度のみ）とする。また本体のみ補助対象とし、消耗品のみ購入は対象外とする。
- ※3 倉庫、テント、ビブス及びヘルメットは、組織名を容易に消えない方法で省略することなく記載すること。その他、指定のない資機材については、納入後、可能な限り組織名を記載すること。
- ※4 防災服、誘導旗の作成にあたっては、別に定める川口市の仕様を基準とすること。また、帽子、靴は対象外とする。
- ※5 長期保存に適さない携行缶などによる燃料保管は補助の対象としない。また、燃料を保管する場合には、消防法その他の関係法令を遵守するものとする。
- ※6 防災井戸整備費用は防災井戸用のポンプ、水質検査に係る費用、防災井戸看板設置に係る費用とする。看板については〇〇（組織名）防災井戸と記載し、住民が容易に防災井戸と認識できる場所に設置すること。
- ※7 防災倉庫の撤去・解体費用については、対象外とする。
- ※8 バス等借上げ料、防災研修センター等の利用料金、訓練参加者に配布する記念品代、傷害保険加入に係る費用、その他補助金の趣旨に合わないものについては補助の対象としない。また、訓練で使用する消耗品について、訓練に参加する人数分以内に限る。
- ※9 炊き出し材料費については、アルファ米、豚汁、カレーに限る。その他の食材料費（弁当・惣菜、お菓子等）については対象としない。
- ※10 事前の会場使用料及び印刷費については対象外とする。
- ※11 防災マップについては、避難行動要支援者マップとして活用できるものとする。と。（ただし、避難行動要支援者情報は、マップへの印刷をせずにシール等で位置を標記するなど配慮をすること。）